

## ◎免許申請に関するよくあるお問い合わせ◎

### ○申請に必要なものについて

(問1) 申請に必要な書類はどこで入手できますか。

島根県のホームページ(本ページ)よりダウンロードできます。

また、島根県庁健康推進課、県内各保健所窓口でも入手可能です。

(問2) 島根県収入証紙はどこで購入することができますか。

島根県庁売店(本庁舎地下)、山陰合同銀行県内各支店、島根銀行県内各支店の窓口などで購入できます。

(問3) 県外に在住しており島根県の収入証紙を手に入れることが困難な場合はどのようにすればよいですか。

島根県収入証紙の購入が困難な方は、郵便局にて「普通為替」または「定額小為替」を手数料分購入いただき、必ず無記名で、申請書類と同封してください。

※記名されますとその後の手続きができないため、再度送付いただきます。

(問4) 調理師免許新規申請に必要な診断書は、どこで発行してもらえるのですか。

医療機関に制限はありません。

ただし、発行可能かどうか各医療機関へ事前にお問い合わせください。

(問5) 調理師免許新規申請に必要な診断書は、島根県指定の様式を使用しなければなりませんか。

島根県指定の診断書様式については、診断内容の不足がないよう申請者の利便性を考慮して作成しています。医療機関独自の診断書様式を使用していただいても差し支えありませんが、欠格事項に関する診断内容(※)の記載が必要ですので、ご注意ください。

なお、診断書様式については、島根県のホームページ(本ページ)よりダウンロードできます。また、島根県庁健康推進課、県内各保健所でも入手可能です。

※診断内容：麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者であるかないか。

(問6) 調理師免許新規申請書中資格欄「1」には、どのように記載すればよいのですか。

養成施設を卒業された方は「(1) 調理師法第3条第1項第1号」の右に卒業年月を記入してください。調理師試験に合格された方は「(2) 調理師法第3条第1項第2号」の右に

合格年月を記入してください。

※詳しくは本ホームページ上の記入例を参照してください。

**(問7) 申請の際に添付する返信用封筒は、必ずB4サイズでなければいけませんか。**

免許証はB4サイズのため、必ずB4サイズ封筒の添付をお願いいたします。

※ただし、安来市にて申請される方は必要ありません。

## ○申請場所について

**(問8) 新規申請はどこで行うのですか。**

住所地の都道府県で申請を行ってください。

なお、島根県内にお住まいの方（島根県内市町村に住民登録をしている方）は、島根県庁健康推進課へ申請を行ってください。

ただし、安来市にお住まいの方は安来市いきいき健康課にて申請してください。

**(問9) 書換や再交付申請はどこで行うのですか。**

調理師・栄養士と、管理栄養士で異なります。

調理師・栄養士免許の場合は新規申請を行った都道府県知事に、管理栄養士免許の場合は住所地の都道府県知事に、それぞれ申請してください。調理師・栄養士免許の場合、島根県で新規申請をされた方は、現在県外にお住まいの方であっても、書き換えや再交付の際は島根県に申請していただくことになりますのでご注意ください。

島根県で申請される方の受付場所は以下の通りです。

安来市にお住まいの方：安来市役所いきいき健康課

そのほかの市町村にお住まいの方：住所地を所管する保健所

県外にお住まいの方：島根県健康推進課 疾病療養支援グループ

## ○その他

**(問10) 養成施設の卒業や試験の合格によって免許を受ける資格を得た後、免許の申請期限はありますか。**

申請期限はありません。ただし、免許を受けなければ調理師・栄養士・管理栄養士の資格を取得できませんので、必要な方は早めの申請をお願いします。

**(問11) 申請後、免許証が交付されるまでにどれくらいの期間がかかりますか。**

内容に不備等がなければ、調理師・栄養士の場合は2週間（混雑時は最長4週間程度）、

管理栄養士の場合は2ヶ月程度で、申請者本人あて簡易書留で送付します。不備があった場合、不備が解消されてから上記期間を目途に送付します。

特に毎年1月～4月頃は申請が増加するため、申請から交付まで、通常より期間を要します。ご了承ください。

**(問12) 免許を申請中であることを証明する書類を発行していますか。**

発行しておりません。